

# 令和6年度外部評価 事業評価シート

No	4	事業名	多文化共生・国際交流推進事業
----	---	-----	----------------

所属	市民生活部 市民協働課 地域振興係	事業開始年度	昭和57年度
事業内容	国籍に関わらず市民が集い、交流を深めることができる機会の提供などにより、互いに理解し尊重し合う多文化共生意識の啓発・醸成に取り組みます。 また、外国人市民が暮らしやすい環境を作るため、多言語での相談体制や情報提供の充実を図るとともに、日本語教育を推進し、コミュニケーションや生活の支援を行います。		
目的	国籍や文化の違いに関わらず、本市で暮らす誰もが将来に希望を持って暮らすことのできる多文化共生社会を実現します。		
根拠法令等			
総合計画	分野別計画4 市民参加と協働		
関連事業			
事業の必要性	本市には8,439人(令和6年8月現在)の外国人がおり、市町村別では全国で78位、県内で8位と、全国的に見ても多くの外国人が住んでいる状況となっています。 在留資格の主な割合は、身分・地位に基づく永住者・定住者が54%、就労目的の技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能が24%、就労目的の在留者の家族滞在が7%となっています。また、近年は就労目的の在留者及びその家族が増えています。 さらに、国は労働者として外国人の受入拡大を進めており、製造業の盛んな本市においては、今後も増加が見込まれています。 こうしたなか、市民への多文化共生意識の啓発・醸成や、外国人が暮らしやすい環境づくりが、これまで以上に必要とされてきています。		

## 【実施状況】どのような活動をしてきましたか

活動実績	<b>【主な事業】</b> ・通訳システムの配備 電話通訳利用件数：R5:717件、R4:693件、R3:1,280件 テレビ通訳利用件数：R5:253件、R4:464件、R3:467件 ・多文化共生に関する研修・講座の開催 開催回数：R5:4回、R4:5回、R3:6回※参加人数は把握せず。 ・SNSを活用した情報の発信 Facebook登録者数：R5:778人、R4:694人、R3:635人 Instagram登録者数：R5:343人、R4:214人※R4.5月から開始。
	<b>【国際交流協会の主な事業】</b> ・姉妹都市交流 姉妹都市交換学生等派遣：R5:12人、R4・R3:コロナ禍の影響により中止。 ・国際交流イベント 開催回数・参加人数：R5:4回・149人、R4:3回・96人、R3:3回・49人 <b>【多文化共生推進のための拠点について】</b> 第2次多文化共生プラン(平成31-令和6年度)では、重点的な取組として、国籍に関わらず市民が集い交流を促進する場所として、多文化共生サロンの設置を掲げており、場所の確保を検討してきました。 こうしたなか、令和5年度から試行的に、3つの市民団体及び国際交流協会が市内4か所で開催していた日本語教室と、市が開催するイベント(多文化子育てサロン)を、さくら庁舎に集約して実施する取組を開始しました。 ・市民団体による日本語教室(3団体合計) 開催回数・参加人数：R5:139回・1,439人 ・国際交流協会による日本語教室 開催回数・参加人数：R5:32回・736人 ・多文化子育てサロンの開催 開催回数・参加人数：R5:4回・52人 <参考>多文化共生に関する活動を行う市民団体で活動する人：R5:160人

## 【事業費】どのくらい市税等の一般財源が投入されていますか。どれくらい費用が掛かっていますか。

年間事業費等の推移	No	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		①	事業費(決算額) (千円)	20,404	22,782
事業費内訳		報償費	920	558	426
		役務費	949	1,005	1,688
		委託料	4,000	2,765	8,296
		負担金、補助及び交付金	14,083	17,739	26,743
		その他	452	715	877
財源内訳	②	人件費(従事職員数×6,600千円 令和6年度からは6,700千円) 従事職員数 (人)	9,372	11,022	16,830
	③	総事業費(①+②) (千円)	29,776	33,804	54,860
		一般財源 (千円)	17,638	20,445	34,997
		特定財源(国庫・県支出金など) (千円)	2,766	2,337	3,033
		財源合計 (千円)	20,404	22,782	38,030

## 【活動指標】成果を達成するために必要な活動とその量

	令和5年度(実績)	令和6年度(目標)	令和7年度(目標)
市民団体による日本語教室の開催回数	139回	139回	185回
多文化共生イベントの開催回数	12回	13回	14回

## 【成果指標】この事業が目指す姿と目標値

	令和5年度(実績)	令和6年度(目標)	令和7年度(目標)
拠点的な場所の利用者数	2,227人	2,600人	3,130人
多文化共生に関する活動を行う市民団体で活動する人	160人	175人	190人

## 【課題】成果を達成する上で、課題・障壁となっているものは何ですか

課題	活動実績・事業成果等を踏まえて記入 第2次多文化共生プランで掲げた、市民が集い交流を促進する場としての多文化共生サロン設置に向け、令和5年度から試行的な取組を行ってきました。試行的な取組では、日本語教室を行う市民団体から開催場所の安定的な確保に対する感謝及び外国人市民にとって利便性が向上しているとの声をいただいています。 しかしながら、さくら庁舎での実施は、専用場所ではなく共用会議室の利用にとどまるため、市民が集い、市民同士の交流を深める場としての活用はできない ・市民団体の活動拠点となるような環境を整備することはできない ・机・椅子が常設されていることや飲食不可等の利用制限から、イベント等での活用はできない等の課題があり、一定数の外国人と日本人が集まる場としての成果は見られますが、会議室しなく、場を活用したさらなる事業の展開にはつなげられていません。
----	---

## 【論点】課題・障壁を取り除くための取組内容

外部評価での論点	全国的に見て外国人が多い現状や、今後も外国人の増加が見込まれることから、より一層の多文化共生の推進には、行政のみならず、行政と市民、市民同士等、安城市が一体となって取り組んでいく必要があります。また、外国人にとって、より利便性の高い行政サービスの提供も必要であると考えます。 さくら庁舎での試行的な取組においては、日本語教室等に年間2,227人と一定の利用がありました。これをベースに、日本語教室等と同じ場所で、子どもの学習支援や外国人相談を実施するとともに、交流イベントや活動場所の提供等による市民団体の支援、行政と市民団体の協働も行き、多文化共生に関する事業を一体的・拠点的に実施したいと考えています。
----------	--

# 令和6年度外部評価 事業評価シート

## 【参考比較】

法律や政令等により、市の裁量では、改善、廃止など変更ができない内容がある場合は、簡潔に記載してください。

--	--

## 他市の実施状況等

### 【多文化共生拠点の近隣市の状況】

- 岡崎市:りぶら国際交流センター／岡崎市図書館交流プラザりぶら3階
- 碧南市:なし
- 刈谷市:刈谷市国際プラザ／刈谷市民交流センター2階
- 豊田市:とよたグローバルスクエア／豊田産業文化センター3階
- 西尾市:多文化ルームKIBOU／市民活動センターアクティにしお3階
- 知立市:もやいこハウス／知立団地内の2室(集会所施設)
- 高浜市:多文化共生コミュニティセンター／単独施設

## 経年の状況 (事業開始の経緯や改善の経緯)

### 【安城市:外国人数の推移】

記録の残る平成6年以降、長期的に、外国人数、外国人比率ともに、増加を続けています。

年次	外国人数	総人口	外国人比率(%)
H6	2,009	147,603	1.4
H10	2,603	155,698	1.7
H15	3,819	165,827	2.3
H20	6,694	178,280	3.8
H25	5,448	182,918	3.0
H30	6,953	188,693	3.7
H31	7,367	189,435	3.9
R2	7,972	190,368	4.2
R3	7,675	197,552	3.9
R4	7,436	189,061	3.9
R5	7,847	188,645	4.2
R6	8,260	188,010	4.4

### 【安城市:国籍別外国人数の推移】

国籍構成について、長らくブラジルが最多となっていました。令和6年にフィリピンが最多となりました。また、近年はベトナムが急増しています。

年次	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン	中国	ベトナム	その他	外国人数
H6	1,088	475	81	134	0	231	2,009
H10	1,664	426	120	146	8	239	2,603
H15	2,258	386	328	260	56	531	3,819
H20	3,383	375	999	900	219	818	6,694
H25	1,843	348	1,368	1,054	197	638	5,448
H30	2,090	328	1,876	1,037	616	1,006	6,953
H31	2,192	312	1,863	1,132	858	1,010	7,367
R2	2,211	294	1,923	1,173	1,188	1,183	7,972
R3	2,160	282	1,836	1,039	1,259	1,099	7,675
R4	2,108	287	1,820	854	1,215	1,152	7,436
R5	2,009	271	1,930	810	1,488	1,339	7,847
R6	1,995	259	2,055	831	1,646	1,474	8,260

### 【安城市:在留資格の推移】

永住者や定住者、その他は横ばいですが、近年は就労目的の技術・人文知識・国際業務、特定技能及び就労目的在留者の家族滞在が増えています。

年次	永住者	定住者	技能実習	技・人・国	特定技能	家族滞在	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	その他	外国人数
H31	2,936	1,497	975	461	0	316	396	184	602	7,367
R6	2,922	1,614	798	725	400	545	375	257	624	8,260

### 【国の動向】

#### <特定技能制度の創設>

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度で、平成31年4月に開始されました。対象となる産業分野は、工業製品製造業、建設、自動車整備、外食業、介護等、全部で16あります。

5年単位で受入上限を設定しており、平成31～令和5年度の受入上限は34.5万人(令和5年12月末実績:20.8万人)でしたが、令和6～10年度の受入上限は82万人に設定されており、今後さらなる外国人の受入拡大が見込まれています。

#### <育成就労制度>

令和9年度から、技能実習制度が廃止され、新たに実施される制度です。技能実習制度は、日本で技術を学び帰国後に母国での活躍を前提とした、国際貢献のための人材育成を目的としていましたが、実際は日本において労働力を補うために人材を雇用するケースが多くみられていました。

育成就労は、日本での人手不足に対応するための、外国人労働者の育成と確保を目的としており、中長期的に日本での在留・活躍を見据えた制度となっています。